

都市計画法に基づく

開発許可申請の手引

令和7年4月



土木建築局都市環境整備課

この手引は、広島県知事に申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。
政令市、中核市、特例市及び事務処理市においては、独自に手引を策定している場合もあります。
このため、本手引の取扱いとは異なる部分もありますので、あらかじめ、各市にお問い合わせください。(25ページ参照)

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
政令	都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）
省令	都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）
細則	広島県都市計画法施行細則（昭和 45 年広島県規則第 112 号）
条例	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例 （平成 14 年広島県条例第 35 号）
条例施行規則	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則 （平成 15 年広島県 規則第 46 号）
手数料条例	広島県手数料条例（平成 12 年広島県条例第 5 号）
閲覧規程	広島県開発登録簿閲覧規程（昭和 45 年広島県告示第 1109 号）
技術的指導基準	開発事業に関する技術的指導基準（昭和 49 年広島県）
審査基準	都市計画法（開発許可制度）に基づく処分の審査基準 （平成 2 年広島県建築課）
提案基準	広島県開発審査会提案基準集（昭和 58 年広島県建築課）
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成12年法律第57号）
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

目次

1	開発許可制度の概要	1 ページ
1-1	制度趣旨	
1-2	開発行為の定義	
1-3	許可権者	
1-4	都市計画区域等の指定状況	
2	許可を要する開発行為	3 ページ
2-1	許可を要する開発行為の規模	
2-2	許可を要しない開発行為	
3	開発許可基準	4 ページ
3-1	技術基準	
3-2	立地基準	
4	建築等の許可	8 ページ
4-1	建築等の許可	
4-2	建築等許可基準	
5	開発許可、建築等許可の申請	9 ページ
5-1	資格を有する者の設計対象工事、設計者資格	
5-2	開発許可申請書作成要領	
5-3	建築等許可申請書作成要領	
5-4	広島県開発審査会への説明資料作成要領	
5-5	開発許可等手数料	
5-6	申請窓口、許可担当部署	
5-7	標準処理期間	
6	事前相談	19 ページ
7	開発許可後の留意事項	21 ページ
8	申請手続の流れ	22 ページ
9	その他の手続	24 ページ
10	盛土規制法について	25 ページ
11	問い合わせ先一覧	25 ページ

1 開発許可制度の概要

1-1 制度趣旨

開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と、原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区域区分した目的を担保し、また、宅地の造成に必要な公共施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するための制度です。

1-2 開発行為の定義

「開発行為」とは、主として、

- ①建築物の建築
- ②第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設
- ③第2種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等）の建設

を目的とした「土地の区画形質の変更」をいいます。（法第4条）

1-3 許可権者

【法第29条に基づく許可権者】

広島県知事（注1）、広島市長、呉市長、福山市長

【地方自治法第252条の17の2に基づく許可権者】

竹原市長（注2）、三原市長、尾道市長、三次市長、東広島市長、廿日市市長

（注1）府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町（5市9町）及び竹原市（下記（注2）を除く。）が対象です。

（注2）開発行為等の面積が^ア1ヘクタール未満のものに限ります。

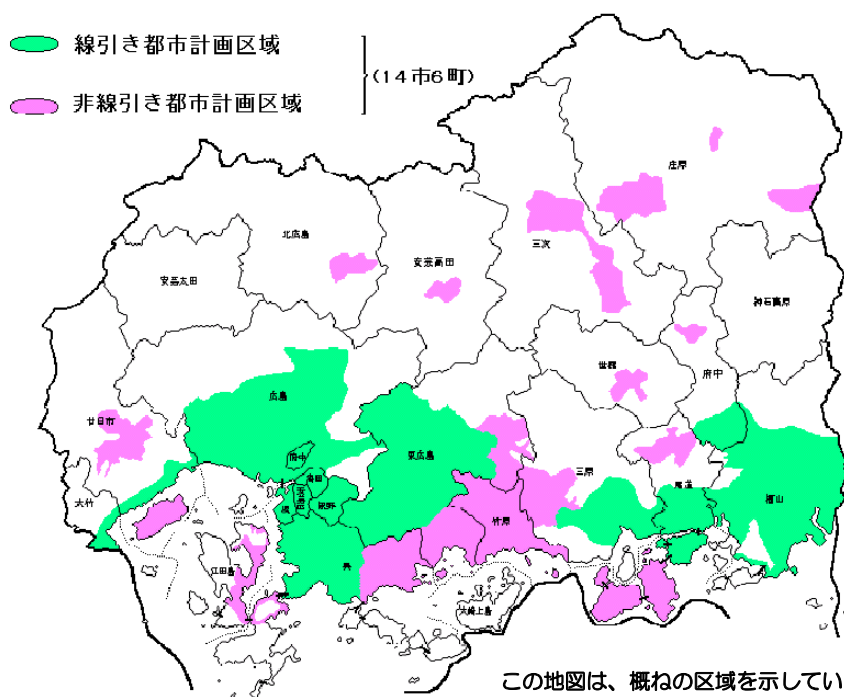
1-4 都市計画区域等の指定状況

平成25年3月31日現在

市町名	線引き都市計画区域	非線引き都市計画区域	準都市計画区域	都市計画区域外、準都市計画区域外	都市計画区域名 (※：準都市計画区域名)
広島市	○	—	○	○	広島圏、広島湯来※
呉市	○	○	—	○	広島圏、音戸、川尻安浦
竹原市	—	○	—	○	竹原
三原市	○	○	—	○	備後圏、本郷
尾道市	○	○	—	○	備後圏、因島、瀬戸田、御調
福山市	○	—	—	○	備後圏
府中市	○	○	—	○	備後圏、上下
三次市	—	○	—	○	三次圏
庄原市	—	○	—	○	庄原、東城、西城
大竹市	○	—	—	○	広島圏
東広島市	○	○	—	○	東広島、河内、安芸津
廿日市市	○	○	—	○	広島圏、宮島、佐伯
安芸高田市	—	○	—	○	吉田
江田島市	—	○	—	○	江田島
府中町	○	—	—	—	広島圏
海田町	○	—	—	—	広島圏
熊野町	○	—	—	—	広島圏
坂町	○	—	—	—	広島圏
安芸太田町	—	—	—	○	—
北広島町	—	○	—	○	千代田
大崎上島町	—	—	—	○	—
世羅町	—	○	—	○	世羅甲山
神石高原町	—	—	—	○	—

○：該当 —：非該当

都市計画区域指定市町図



2 許可を要する開発行為

2-1 許可を要する開発行為の規模

(法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 項、政令第 19 条第 1 項及び第 22 条の 2)

区域の種類			開発行為の規模
都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	1,000 ㎡以上
		市街化調整区域	原則として全て
	非線引き都市計画区域		3,000 ㎡以上
準都市計画区域			3,000 ㎡以上
都市計画区域外及び準都市計画区域外			1ha 以上

2-2 許可を要しない開発行為

(法第 29 条第 1 項)

該当号	開発行為の内容
1 号	上記表(2-1)における「開発行為の規模」未満であるもの
2 号	農林漁業の用に供する建築物及び農林漁業従事者用住宅を目的として行うもの
3 号	公益上必要な建築物の建築を目的として行うもの (学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎、宿舍を除く)
4 号	都市計画事業の施行として行うもの
5 号	土地区画整理事業の施行として行うもの
6 号	市街地再開発事業の施行として行うもの
7 号	住宅街区整備事業の施行として行うもの
8 号	防災街区整備事業の施行として行うもの
9 号	公有水面埋立法の免許を受けた埋立地で、竣工認可未告示のものにおいて行うもの
10 号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
11 号	通常の管理行為、軽易な行為として行うもの(注)

(注) 第 11 号に基づき政令で定める「附属建築物の建築」(政令第 22 条第 2 号)について、県で独自の定義を設けています。

3 開発許可基準

3-1 技術基準

開発許可申請が必要な場合は、区域に拘らず、次表のすべての基準に適合しなければなりません。

(法第 33 条第 1 項)

号	技術基準		建築物				特定工作物			備考
			一般	自己居住用	自己業務用 1ha 未満	自己業務用 1ha 以上	一般	自己用 1ha 未満	自己用 1ha 以上	
1	用途地域等への適合		○	○	○	○	○	○	○	
2	公共空地等の確保等	道路等	○	×	○	○	○	○	○	
		公園・緑地・広場	○	×	○	○	○	○	○	0.3ha 以上の開発行為が対象
3	排水施設		○	○	○	○	○	○	○	
4	給水施設		○	×	○	○	○	○	○	
5	地区計画等への適合		○	○	○	○	○	○	○	
6	公共公益施設		△	△	△	△	△	△	△	
7	防災・安全施設		○	○	○	○	○	○	○	
8	災害危険区域等の除外		○	×	○	○	○	○	○	
9	樹木の保存・表土の保全		○	○	×	○	○	×	○	1ha 以上の開発行為が対象
10	緩衝帯		○	○	×	○	○	×	○	1ha 以上の開発行為が対象
11	輸送施設		○	○	×	○	○	×	○	40ha 以上の開発行為が対象
12	申請者の資力・信用		○	□	□	○	○	□	○	
13	工事施行者の能力		○	□	□	○	○	□	○	
14	関係権利者の同意		○	○	○	○	○	○	○	

(○：適用、×：不適用、△：開発行為の目的に照らし判断、□：盛土規制法第 15 条第 2 項又は第 3 4 条第 2 項の規定により許可みなしとなるもの（以下「盛土規制法の許可みなし」という。）について適用する。)

自己用と自己用外の区分

1 自己用

- ア 自己の居住の用 自ら生活の本拠として使用する住宅。会社の従業員宿舎は含まない。
- イ 自己の業務の用 継続的に自己の業務に係る経済活動を行うもの。
(例：ホテル、旅館、組合員の事業用協同施設、従業員用福利厚生施設)
分譲賃貸住宅、貸事務所・貸店舗は含まない。

2 自己用外（一般） 前記 1 に含まれないもの

- 本県の条例では、技術的細目の一定の強化又は緩和、敷地面積の最低限度に関する制限の付加、景観計画の内容に関する制限の付加について定めていません。

(法第 33 条第 3、4、5 項)

- 本県では、法第 33 条の技術基準を補完し、他法令を含めた開発事業の全般的な技術的指導基準を策定しています。

「開発事業に関する技術的指導基準」

詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞都市計画法における開発許可の基準について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1222841763027.html>

3-2 立地基準

市街化調整区域内で開発行為を行う場合は、予定建築物等が次表の何れかに該当しなければ許可となりません。

なお、第2種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為は除きます。

(法第34条)

該当号	開発行為の内容	建築物	第一種特定工作物
1号	主に調整区域内の居住者が利用する公益上必要な建築物 (学校、社会福祉施設、医療施設) 日用品の販売、加工、修理等の小規模店舗等	○	×
2号	鉱物資源、観光資源の有効利用上必要な施設	○	○
3号	温度、湿度、空気等、特別な条件を必要とする施設 (政令未制定)	○	○
4号	農林水産物の処理、貯蔵、加工に必要な施設	○	○
5号	特定農山村法に基づく公告があった土地の所有権移転等促進 計画に従って行う農林業等活性化基盤施設	○	×
6号	中小企業の連携、共同化、集積による活性化に寄与する事業施 設	○	○
7号	既存工場施設に密接に関連し、事業活動の効率化に必要な施設	○	○
8号	火薬類を貯蔵又は処理に必要な施設	○	○
8号の2	市街化調整区域のうち災害危険区域等に存する施設に代わる べき施設	○	○
9号	道路管理施設、休憩所又は給油所等の沿道サービス施設 火薬類の製造施設	○	○
10号	地区計画、集落地区計画に定められた内容に適合する施設	○	○
11号	市街化区域に隣接し、かつ、一体的な日常生活圏を構成して いる地域で、50戸以上の建築物の連たんする条例で指定した 区域及び用途の建築物	○	×
12号	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著 しく不適当と認められ、条例で区域、目的、用途を定めた施設	(注)	(注)
13号	既存の権利の届出の行使として行う自己の居住又は業務用施 設(原則、線引き時から5年以内)	○	○
14号	市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著 しく不適当と認められる施設で、開発審査会の議を経たもの	(注)	(注)

○：適用可 ×：適用不可

(注) P7の「法第34条第12号及び第14号の基準対照表」に記しています。

- 本県では、法第34条の立地基準を具体的に審査するための基準を策定してい
ます。

「都市計画法(開発許可制度)に基づく処分の審査基準」

詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>都市計画法における開発許可の基準について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1222841763027.html>

- 本県では、法第34条第11号及び第12号に関して、条例及び条例施行規則
を定めています。

「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」

「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則」

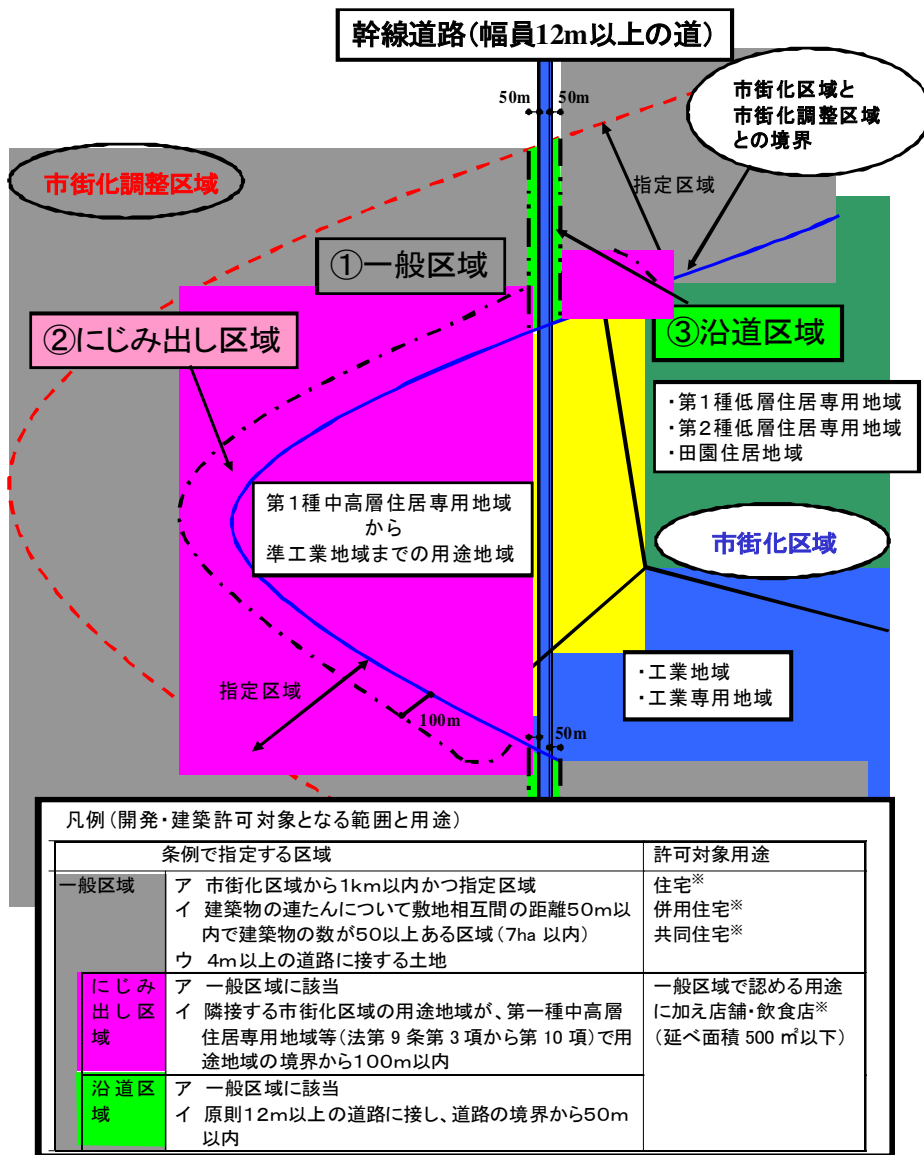
詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>都市計画法における開発許可の基準について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1222841763027.html>

法第34条第11号関係

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第2条（模式図）



※地階を除く階数が3以下のものに限る

許可対象用途となる予定建築物

用途	建築基準法別表第2	階数
住宅	(い) 項第1号に掲げる建築物	地階を除く階数が3以下
併用住宅	(い) 項第2号に掲げる建築物	
共同住宅	(い) 項第3号に掲げる共同住宅	
店舗・飲食店等	(は) 項第5号に掲げる建築物	

- 本県では、法第34条第14号に基づく開発審査会において附議する内容が、法の趣旨に逸脱していない範囲で、社会的妥当性を有し、かつ、類型的に確認できるものについては、許可事務の効率化及び迅速化を図るため、提案基準を策定しています。

なお、提案基準に該当するもので申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、広島県開発審査会の議を経る必要があります。

詳細は、広島県のホームページで公表しています。

「広島県開発審査会提案基準集」

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞都市計画法における開発許可の基準について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1222841763027.html>

- 法第34条第12号及び第14号の基準対照表

提案基準と県条例の審査基準は同一の内容となりますが、申請地の面積が1,000㎡以上であれば、法第34条第14号（提案基準）の適用となり、1,000㎡未満であれば、法第34条第12号（県条例）の適用となります。

		第 12 号関係		第 14 号関係	建築物	第一種 特定 工作物	
		都市計画法に 基づく開発行 為等の許可の 基準に関する 条例	都市計画法に基 づく開発行為等 の許可の基準に 関する条例施行 規則	広島県開発審査 会提案基準集			
		申請地の面積が 1,000 m ² 未満		申請地の面積が 1,000 m ² 以上			
1	世帯分離の住宅	第4条第1号	—	第1号	○	×	
2	公共移転	第4条第2号	—	第2号	○	○	
3	宗教施設	第4条第3号	—	第3号	○	×	
4	従業員寮	第4条第5号	第7条第1号	第4号	○	×	
5	既存集落		第7条第2号	第5号	○	×	
6	準公益的施設	第4条第4号	—	第6号	○	×	
7	既存建築物の建て替え、 建て増し	第4条第5号	第7条第3号	第7号	○	×	
8	リクリエーション施設等		第7条第4号	第8号	○	×	
9	既存宅地	平成 18 年 5 月 19 日廃止			—	—	
10	既存権利	第4条第5号	第7条第5号	第10号	○	○	
11	線引きの経過措置		第7条第12号	第11号	○	○	
12	中小企業の拡張		第7条第6号	第12号	○	○	
13	既存団地		第7条第7号	第13号	○	×	
14	未完成団地	第4条第5号	第7条第12号	第14号	○	×	
15	広大・近大下宿		平成 6 年 8 月 1 日廃止			—	—
16	大規模既存集落		第7条第8号	第16号	○	×	
17	地域経済牽引事業の促進 を図るための施設		第7条第9号	第17号	○	×	
18	有料老人ホーム	第4条第5号	第7条第10号	第18号	○	×	
19	特定流通業務施設		第7条第12号	第19号	○	×	
20	線引き時に既に宅地であ った土地		第7条第11号	第20号	○	×	
21	適法建築のやむを得ない 用途変更		第7条第12号	第21号	○	×	
22	本家承継者の住宅		第7条第12号	第22号	○	×	

○：適用可 ×：適用不可

4 建築等の許可

4-1 建築等の許可

市街化調整区域内では、開発行為がない場合でも、原則として建築物等を建築し、改築し若しくは用途の変更をすることはできません。

ただし、県知事の許可を受けた場合はこの限りではありません。（法第 43 条第 1 項）

許可を要しない建築等

（法第 43 条第 1 項）

該当号	建築等の内容
本文	法第 29 条第 1 項第 2 号、第 3 号に掲げるもの
1 号	都市計画事業の施行として行うもの
2 号	非常災害のため必要な応急措置として行うもの
3 号	仮設建築物の新築
4 号	法第 29 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げるもの
5 号	通常の管理行為、軽易な行為として行うもの（注）

（注） 第 5 号に基づき政令で定める「附属建築物の建築」（政令第 35 条第 1 号）について、県で独自の定義を設けています。

4-2 建築等許可基準

（政令第 36 条第 1 項）

該当号	基準項目	適用基準の種類
1 号イ	技術基準	排水施設
1 号ロ		防災安全施設
2 号		地区計画等
3 号イ	立地基準	法第 34 条第 1 号から第 10 号に規定するもの
3 号ロ		法第 34 条第 11 号に基づく条例で定めたもの
3 号ハ		市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められ、条例で区域、目的、用途を定めたもの
3 号ニ		法第 34 条第 13 号に規定するもの
3 号ホ		市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内では困難又は著しく不適当と認められる施設で、開発審査会の議を経たもの

※表中の条例は、開発許可のものと同じです。

5 開発許可、建築等許可の申請

5-1 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

○資格を有する者の設計対象工事（法第31条、省令第18条）

- ・開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事

○設計者資格（省令第19条、建設省告示第38号、第39号）

① 開発区域の面積が1ha以上20ha未満の場合

下記の（１）から（８）のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- （１）学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （２）学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- （３）（２）に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- （４）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- （５）技術士法による第2次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （６）建築士法による1級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者
- （７）宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、省令第19条の2から第19条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）がこの省令の定めるところにより行う講習を修了した者
- （８）国土交通大臣が（１）から（７）までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

② 開発区域の面積が20ha以上の場合

①に掲載のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのある者その他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者であること。

5-2 開発許可申請書作成要領

開発行為許可申請書は、次の要領で作成して開発区域を管轄する市町長（開発区域が2市町以上にわたる場合は、最大の開発面積を管轄する市町長）へ提出してください。

1. 申請部数

申請面積等により、県知事（土木建築局都市環境整備課）、あるいは、建設事務所長（建築課）と許可権者が異なることから、必要な申請部数は、次のとおり提出してください。

許可権者	申請書提出部数
県知事	正本：1部、写し：3部
建設事務所長	正本：1部、写し：2部

許可権者の区分

申請 区 分	区域区分等	該当法令	申請面積区分			
			1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 1 ha 未満	1 ha 以上
開 発 許 可	市街化区域	法第 29 条第 1 項		建設事務所長		県知事
	市街化調整区域	法第 34 条第 1 号～第 11 号	県知事			
		法第 34 条第 12 号	県知事			
		法第 34 条第 13 号該当	建設事務 所長	県知事		
		法第 34 条第 14 号該当	県知事			
	非線引都市計画 区域 準都市計画区域	法第 29 条第 1 項			建設事務 所長	県知事
都市計画区域外 及び準都市計画 区域外	法第 29 条第 2 項				県知事	

※法第34条の2第1項に基づく協議は、許可の区分を準用します。

2. 開発行為許可申請書

（1）開発区域に含まれる地域の名称

- イ. 開発区域内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。
- ロ. 開発区域を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。
（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してもよい）

（2）開発区域の面積

開発区域を工区に分けたときは、工区別に面積を記載すること。

（3）工事施工者

開発行為に関する工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記載すること。

3. 添付書類

法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、書類及び基準等を確認する附属書類を添付する必要があります。

※自己の居住又は業務用：自己の居住若しくは自己の業務用の建築又は、自己の業務用特定工作物の建設

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考																								
			自己の居住 又は業務用	左記 以外																									
1. 設計説明書		第1用紙 設計の方針 第2用紙 開発区域 （開発区域を工区に分けたときは開発区域及び工区別）内の土地の現況及び土地利用計画 第3用紙 公共施設の整備計画 （公共施設の管理者及び公共施設に供する土地の帰属に関する事項を含む） 第4用紙 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要 （盛土規制法の許可みなしとなる場合に添付）	自己の業務用 は要※1	要	法第30条第1項第3号 省令第16条第2項 細則第3条 ※1 自己の居住用であっても盛土規制法の許可みなしとなる場合は第4用紙のみ添付が必要です。																								
2. 資金計画書	預金残高証明書		自己の業務用 で1 ha 以上 は要※2	要	法第30条第2項 省令第16条第5項 ※2 盛土規制法の許可みなしとなる場合は、区分、規模によらず添付が必要です。																								
	資金借入又は 融資証明書																												
3. 開発行為に 関係がある公 共施設の管理 者の同意書		開発区域内にある公共施設のほか、区域外にあって工事の実施に伴って変更又は廃止されることとなる公共施設（開発区域の排水施設を公共が管理する既存排水施設に接続する場合）も含む	要	要	法第30条第2項 法第32条第1項 細則第4条第1項第1号																								
4. 開発行為又は 開発行為に 関する工事に より設置され る公共施設の 管理等に関す る協議書		新しく設置される公共施設を管理することとなる者との協議の経過を示すもの（協議が成立した場合）、このほか開発区域の面積によって次の者との協議が必要です。 <table><tr><td></td><td>面積</td><td>20ha 以上</td><td>40ha 以上</td></tr><tr><td>協議者</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>義務教育施設 設置義務者</td><td></td><td>要</td><td>要</td></tr><tr><td>水道事業者</td><td></td><td>要</td><td>要</td></tr><tr><td>一般電気事業者 ガス事業者</td><td></td><td></td><td>要</td></tr><tr><td>鉄軌道事業者</td><td></td><td></td><td>要</td></tr></table>		面積	20ha 以上	40ha 以上	協議者				義務教育施設 設置義務者		要	要	水道事業者		要	要	一般電気事業者 ガス事業者			要	鉄軌道事業者			要	要	要	法第30条第2項 法第32条第2項 省令第23条 細則第4条第1項第2号
	面積	20ha 以上	40ha 以上																										
協議者																													
義務教育施設 設置義務者		要	要																										
水道事業者		要	要																										
一般電気事業者 ガス事業者			要																										
鉄軌道事業者			要																										
5. 資力、信用 に関する書類	法人の登記簿謄本	申請者が法人のとき	自己の業務用 で1 ha 以上 は要※2	要	細則第5条第1号、第2号 ※2 盛土規制法の許可みなしとなる場合は、区分、規模によらず添付が必要です。																								
	役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの																												
	最近3年間の法人 税納税証明書																												
	事業経歴書	申請者が個人のとき			細則第5条第1号、第2号 ※2 盛土規制法の許可みなしとなる場合は、区分、規模によらず添付が必要です。																								
	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの																												
	最近3年間の所得 税納税証明書																												

	宅地建物取引業免許の写し	申請地が分譲を目的とするとき		要	細則第5条第3号
	登記簿謄本	工事施行者	自己の業務用で1ha以上は要※2	要	細則第5条第4号 ※2 盛土規制法の許可みなしとなる場合は、区分、規模によらず添付が必要です。
	建設業法許可書				
	事業経歴書				
	暴力団等に該当しない旨の誓約書		自己の業務用で1ha以上は要※2	要	細則第5条第5号 ※2 盛土規制法の許可みなしとなる場合は、区分、規模によらず添付が必要です。
6. 設計者経歴書	卒業証明書		開発面積が1ha以上のもののみ必要		法第30条第2項 省令第17条第1項第4号 法第31条 省令第18条及び第19条 細則第4条第2項第3号
	実務経歴証明書				
	資格、免許等の写し				
7. 開発行為施行同意書	開発区域内の土地・工作物の登記簿謄本	開発行為の施行地区となるべき土地の区域内の申請時直前の土地・工作物の登記簿謄本	要	要	法第30条第2項 省令第17条第1項第3号 細則第4条第2項第2号
	印鑑証明書	開発区域内の土地またはその土地にある工作物について、開発事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類（妨げとなる権利とは所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取得権等がある）	要	要	
8. 既存の権利の届出済を証する書類		法第34条第13号の規定による許可を得ようとする場合にあっては、その適合審査に必要な書類	要	要	法第30条第2項 省令第17条第1項第5号
9. その他	市街化調整区域における立地基準に適合することを証する書類	法第34条各号における適合審査に必要な書類	要	要	
	許認可等の写し	他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
	給水承諾書	該当のものを添付すること	自己の業務用は要	要	
	専用水道確認通知書				
	し尿浄化槽審査済証明書				

※ 開発行為の内容の明確化、その円滑な推進等の観点から、開発許可とは別に隣接地との調整状況を把握するため、隣接者の同意書を添付するよう指導しています。

※ 造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、設計説明書「設計方針 9 その他」の欄に記入をお願いします。

※ 登記簿謄本は、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」から発行される登記簿謄本（有効な照会番号が付与されているものに限る。）とすることも可能です。

なお、照会番号は、他の行政機関等で一度照会が行われていたり、有効期間（照会番号を取得した日から100日間）が過ぎていると無効になります。無効となっている場合は、添付資料として使用できませんので、ご注意ください。

4. 添付図面

図面の名称	表示すべき事項		区分		備考
	内容	縮尺	自己の居住又は業務用	左記以外	
1. 開発区域位置図	開発区域の位置	1/50,000以上	要	要	・地形図であること 法第30条第2項 省令第17条第1項第1号

2. 開発区域区域図	開発区域の区域界、県界、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、土地の地番及び形状	1/2,500以上	要	要	法第30条第2項 省令第17条第1項第2号
3. 現況図	地形、開発区域の境界（赤枠で囲むこと）開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	1/500以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものであること。 ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。 法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
4. 地形図	津波防災地域づくりに関する法律第73条第4項第1号に規定する開発区域の区域、当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、津波災害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第73条第2項第2号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したもの	1/1,000以上	津波災害特別警戒区域内における特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域がある場合は要		法第30条第2項 省令第17条第1項第6号及び第4項
5. 土地の公図の写し	開発区域の境界（赤枠で囲むこと）ならびに土地の地番		要	要	謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 細則第4条第2項第1号
6. 現況地番図	同上		要	要	所有権者名及び地目を記入すること 細則第5条第5号
7. 土地利用計画図	方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	1/500以上	要	要	法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
8. 造成計画平面図	方位、開発区域の境界、切土（茶色で着色）又は盛土（緑色で着色）をする土地の部分、崖又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配、縦横断線の位置及び記号、宅地の地盤高、地形（等高線）	1/500以上	要	要	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
9. 造成計画断面図	切土、盛土をする前後の地盤面	1/200～1/400	要	要	高低差の著しい箇所について作成すること。 法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
10. 道路標準横断面図	路面、路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	1/50以上	要	要	細則第5条第5号
11. 排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	要	・汚水・雨水の区分 ・流量計算書及び流域図の添付を要す 法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
12. 排水施設構造図	構造詳細図	1/50以上	要	要	細則第5条第5号
13. 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置、防火水槽の位置及び規模	1/500以上	自己の業務用は要	要	法第30条第1項第3号 省令第16条第4項
14. 崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 切土または盛土をする前の地盤並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	要	・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえる崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mをこえる崖又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえる崖について作成のこと。 ・擁壁でおおわれる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 法第30条第1項第3号 省令第16条第4項

15. 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと 法第 30 条第 1 項第 3 号 省令第 16 条第 4 項
16. 防災計画平面図	防災工事計画の詳細	1/500 以上	要	要	細則第 5 条第 5 号
17. 防災施設構造図	同上	1/50 以上	要	要	細則第 5 条第 5 号
18. 丈量図	開発区域、公園、広場、緑地及び取付道路のあるときはその部分の土地について作成のこと	1/500 以上	要	要	細則第 5 条第 5 号

注1. 設計図には、作成した者が記名及び押印をしなければならない。(法第 30 条第 2 項、省令第 16 条第 6 項)

注2. 開発区域の境界は赤線で記入すること。

5. その他

- ・開発変更許可申請書、変更概要書は、変更前後が分かるように記入（変更前は朱書記入）
- ・完了公告前の建築等承認（法第 37 条第 1 号）、着手届の受理（広島県都市計画法施行細則第 11 条）、工事施行状況報告書の受理（広島県都市計画法施行細則第 12 条）、完了検査及び検査済証の交付（法第 36 条第 1 項、第 2 項）は、全て建設事務所に権限があります。

5-3 建築等許可申請書作成要領

1. 申請部数

該当法令により、県知事（土木建築局都市環境整備課）、あるいは、建設事務所長（建築課）と許可権者がこと異なることから、必要な申請部数は、次のとおり提出してください。

許可権者	申請書提出部数
県知事	正本：1 部、写し：3 部
建設事務所長	正本：1 部、写し：2 部

許可権者の区分

区域区分等	該当法令	許可権者
市街化調整区域	政令第 36 条第 1 項第 3 号イ、ロ、二	建設事務所長
	政令第 36 条第 1 項第 3 号ハ	建設事務所長
	政令第 36 条第 1 項第 3 号ホ	県知事

※法第 43 条第 3 項に基づく協議は、許可の区分を準用します。

2. 添付図書

この申請書には、次の図書を添付して建築場所を管轄する市町長に提出してください。

なお、当該申請が既存の権利者の届出（法第 34 条第 13 号）にかかわるものであるときは、申請書第 4 欄の記載にあたっては、「令第 36 条第 1 項第 3 号二に該当」とし、当該届出の受理通知書の年月日及び番号を記載すること。

図書の種類	図示すべき事項	縮尺	備考
1. 付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設		省令第 34 条第 2 項
2. 敷地現況図	1. 新築又は改築の場合 敷地の境界、建築物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 2. 用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/300 以上	省令第 34 条第 2 項
3. 各階平面図	新築、改築又は用途の変更をしようとする建築物の各階平面図新設する第 1 種特定工作物の平面図	1/100 以上	細則第 17 条
4. 既存の権利の届出済を証する書類	政令第 36 条第 1 項第 3 号二の規定による許可を得ようとする場合にあっては、その適合審査に必要な書類		
5. 土地登記簿謄本等	敷地内の土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書類		省令第 34 条第 2 項

※ 登記簿謄本は、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」から発行される登記簿謄本（有効な照会番号が付与されているものに限る。）とすることも可能です。

なお、照会番号は、他の行政機関等で一度照会が行われていたり、有効期間（照会番号を取得した日から 100 日間）が過ぎていると無効になります。無効となっている場合は、添付資料として使用できませんので、ご注意ください。

5-4 広島県開発審査会への説明資料作成要領

広島県開発審査会に諮問する場合（法第34条第14号、政令第36条ホに該当）は、開発許可申請書、又は建築等許可申請書とは別に、申請者において、開発審査会での説明資料の作成が必要となります。

「広島県開発審査会資料図面作成の留意事項」

開発審査会への説明用図面一覧

図面の種類	縮尺	大きさ	部数	その他
都市計画図	1/10,000～ 1/25,000	A3 版	30	カラー
位置図	1/2,500			地形図、カラー
土地利用計画図	1/1,000 以上			カラー
予定建築物平面図	1/100～1/500			—
予定建築物立面図	1/100～1/500			—
開発審査会概略説明書	—	A4 版	1	指定様式
その他必要な資料 （事業パンフレット、鳥瞰図等）	—	—	30	—

5-5 開発許可等手数料

手数料条例別表（単位：円）

面 積		0.1ha 未満	0.1ha 以上 0.3ha 未満	0.3ha 以上 0.6ha 未満	0.6ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上 3.0ha 未満	3.0ha 以上 6.0ha 未満	6.0ha 以上 10.0ha 未満	10.0ha 以上	備 考	
区 分											
新 規	① 自己の居住用のもの	8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	310,000		
	② 自己の業務用のもの	13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000		
	③ 上記①、② 以外のもの	89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000		
変 更 許 可	ア 設 計 の 変 更 （イのみに該当する 場合を除く）	自己の居住用	890	2,200	4,400	8,900	13,000	18,000	22,000	31,000	新たに編入 される開発 区域の面積 に応じ
		自己の業務用	1,300	3,100	6,700	12,000	20,000	27,000	35,000	49,000	
		上 記 以 外	8,900	13,000	20,000	27,000	40,000	52,000	67,000	90,000	
	イ 新たな土地の編入 に係る変更	自己の居住用	8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	310,000	
		自己の業務用	13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000	
		上 記 以 外	89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000	
	ウ そ の 他 の 変 更	10,000									
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地 の建築等許可申請（法第43条）		7,100	19,000	40,000	71,000	99,000					
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請 （法第41条第2項ただし書き）						47,000					
予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項ただし書き）						27,000					
開発許可を受けた地位の承継承認申請（法第45条）						①自己の居住用のもの、1ha未満の自己の業務用のもの					1,800
						②1ha以上の自己の業務用のもの					2,800
						③上記①、②以外のもの					18,000
											480
開発登録簿の写しの交付申請（法第47条第5項）						用紙1枚につき					

（注） 開発行為変更許可申請手数料の合計額は、ア、イ、ウの変更を1件の申請で行う場合は、90万円を限度とする。

5-6 申請窓口、許可担当部署

許可権者が県知事であるもの

申請所在地	申請窓口	許可担当部署
竹原市	竹原市建設部都市整備課	1ha 未満 竹原市建設部都市整備課 1ha 以上 県庁土木建築局都市環境整備課
府中市	府中市建設産業部まちづくり課	東部建設事務所建築課 県庁土木建築局都市環境整備課
庄原市	庄原市環境建設部都市整備課	北部建設事務所建築課 県庁土木建築局都市環境整備課
安芸高田市	安芸高田市建設部管理課	西部建設事務所建築課 県庁土木建築局都市環境整備課
大竹市	大竹市建設部都市計画課	
江田島市	江田島市土木建築部都市整備課	
府中町	府中町建設部都市整備課	
海田町	海田町建設部まちデザイン課	
熊野町	熊野町建設農林部都市整備課	
坂町	坂町建設部都市計画課	
安芸太田町	安芸太田町建設課	
北広島町	北広島町建設課	
大崎上島町	大崎上島町建設課	
世羅町	世羅町企画課	東部建設事務所建築課 県庁土木建築局都市環境整備課
神石高原町	神石高原町建設課	

(参考) 許可権者が県知事以外のもの

申請所在地	申請窓口・許可担当部署	
広島市	広島市都市整備局指導部宅地開発指導課	政令市
呉市	呉市都市部都市計画課	中核市
福山市	福山市建設局建築部開発指導課	中核市
三原市	三原市都市部建築指導課	事務処理市
尾道市	尾道市建設部建築課	事務処理市
三次市	三次市建設部都市建築課	事務処理市
東広島市	東広島市都市部開発指導課	事務処理市
廿日市市	廿日市市建設部都市計画課	事務処理市
竹原市	竹原市建設部都市整備課	事務処理市（一部）

5-7 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

県建設事務所で許可等を行う場合

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（単位：日）		
		建設事務所	市町	合計
開発行為の許可	法第29条第1項	55	15	70
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	30	15	45
工事完了公告前の建築制限承認	法第37条第1号	15	15	30
開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可	法第41条第2項	20	15	35
予定建築物以外の建築物等における建築等許可	法第42条第1項	30	15	45
建築等の許可	法第43条第1項	30	15	45
地位の承継承認	法第45条	20	15	35

県庁都市環境整備課で許可等を行う場合

許認可等の種類	根拠法令	標準処理期間（単位：日）			
		県庁	建設事務所	市町	合計
開発行為の許可	法第29条第1項、第2項	60	15	15	90
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項	30	15	15	60
開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可	法第41条第2項	20	15	15	50
予定建築物以外の建築物等における建築等許可	法第42条第1項	30	15	15	60
建築等の許可	法第43条第1項	30	15	15	60
地位の承継承認	法第45条	20	15	15	50

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
2. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
3. 開発審査会の議を経る必要のある場合は、開発審査会の開催に要する期間が別途掛かります。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

6 事前相談

開発行為の許可を申請する前に、その開発計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

特に、市街化調整区域内での立地の可否、接道要件への適合等については、計画自体の遂行ができない場合もありますので注意が必要です。

事前相談書に必要書類を添えて、許可担当部署に事前相談をしてください。

様式は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞

都市計画法における開発許可等の手続きに必要な書類にて

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1220942704646.html>

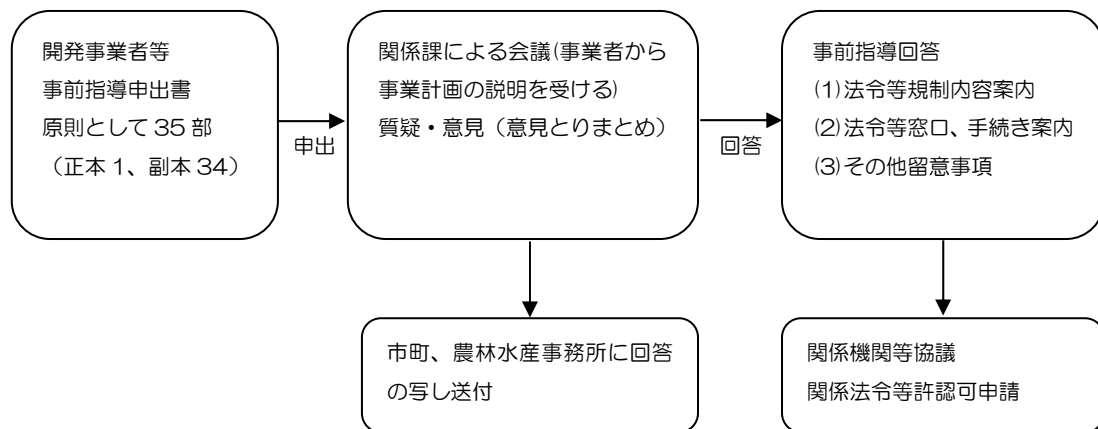
また、大規模開発等の場合は、開発行為の規制等に関する各種法令等について、事業者に手続きをスムーズに行っていただくため、庁内の関係課で構成する会議を通じて、事前指導・調整を行っています。

開発事業者からの任意の申し出により、受付しています。

問合せ窓口：環境県民局 環境県民総務課 電話：082-513-2711

主な関係課		
課名	課名	所管する主な法令等
環境県民局	環境県民総務課	広島県土地開発指導要綱、ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 国土利用計画法、公有地拡大の推進に関する法律
	消費生活課	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
	環境保全課	瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、 ダイオキシン対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策 法、環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、ふるさと広 島の景観の保全と創造に関する条例
	自然環境課	広島県自然環境保全条例、自然公園法
	産業廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
健康福祉局	食品生活衛生課	墓地埋葬等に関する法律、水道法
農林水産局	農業技術課	農業振興地域の整備に関する法律、農地法、農薬取締法
	水産課	漁業法
	農業基盤課	土地改良法、海岸法
	森林保全課	森林法、広島県土砂の適正処理に関する条例
土木建築局	技術企画課	採石法
	道路企画課	道路法
	道路河川管理課	道路法、河川法、広島県普通河川等保全条例、砂防法、急傾斜地の崩壊 による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法
	河川課	河川法、特定都市河川浸水被害対策法、広島県普通河川等保全条例
	砂防課	砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防 止法、土砂災害防止法
	港湾振興課	漁港漁場整備法
	都市環境整備課	都市計画法、土地区画整理法、宅地造成及び特定盛土等規制法
	建築課	建築基準法、広島県福祉のまちづくり条例
教育委員会	文化財課	文化財保護法、広島県文化財保護条例
その他関係法令		工場立地法、大規模小売店舗立地法、港湾法等、広島県の海の管理に関す る条例

事前指導の事務手続



詳細は、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>環境県民局>環境県民総務課>開発手続きをスムーズに行うために

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/39/1168827222159.html>

7 開発許可後の留意事項

- 本県では、開発許可時に、次のような許可の条件を付しています。(法第 79 条)
 - 1. 工事完了期限
 - 2. 公共施設用地の帰属手続き
 - 3. 工事施工中の環境保全、災害防止、安全措置、緊急時の措置
 - 4. 工事を廃止する場合の措置
 - 5. 敷地規模、建築物の形態制限などの許可基準
 - 6. その他
- 本県では、次のとおり開発行為に係る工事の施行に伴う注意事項を示しています。

「開発許可又は宅造許可に係る工事の施行に伴う注意事項」

- 1. 工事の施行
- 2. 工事の際に必要な手続き
- 3. 許可標識の掲示
- 4. 工程写真の撮影
- 5. 許可事項等の変更
- 6. その他

詳細は、広島県のホームページで公表しています。

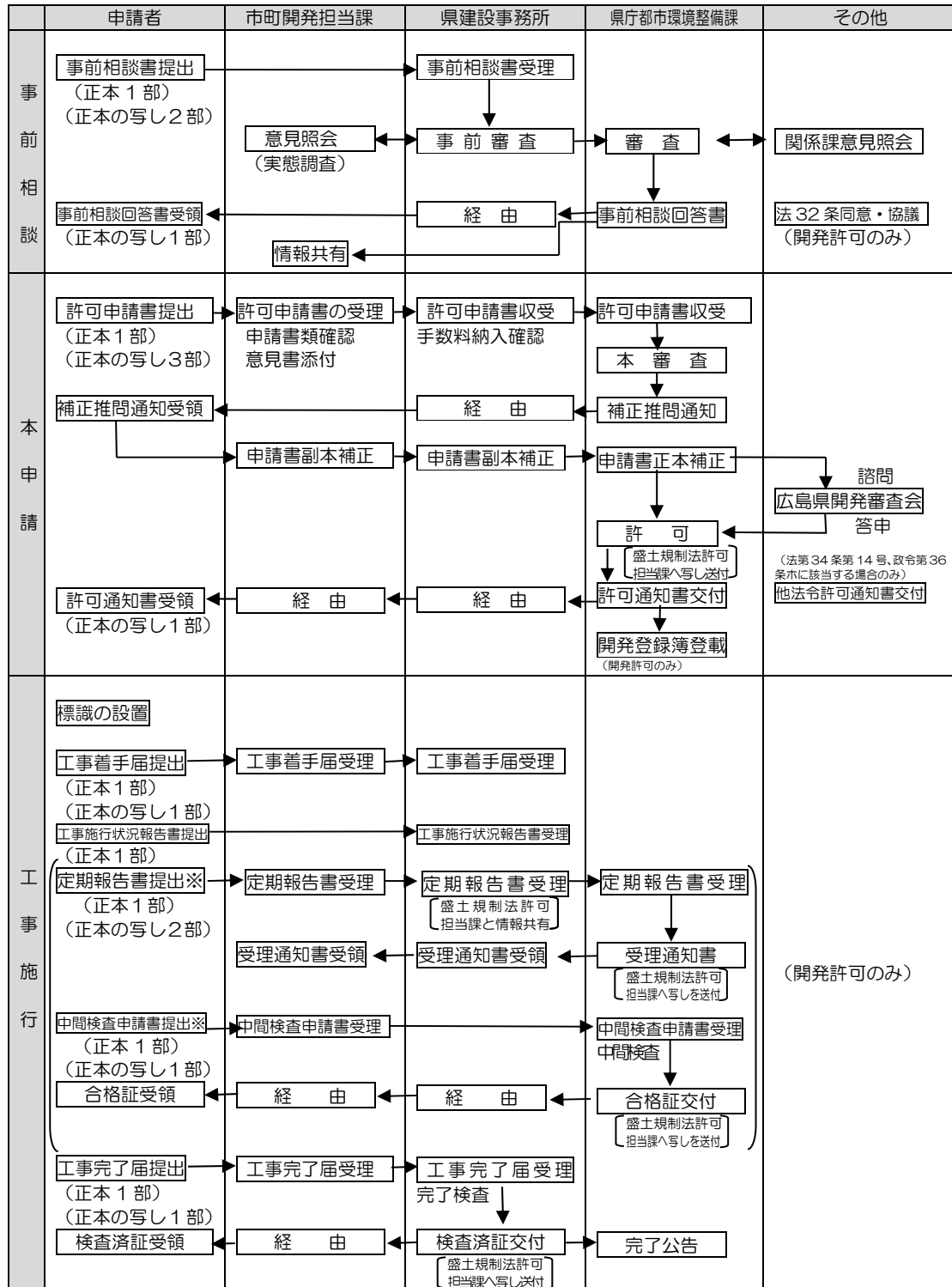
トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞

開発許可申請の手引（ダウンロード：開発許可又は宅造許可に係る工事の施行に伴う注意事項）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1225344448675.html>

8 申請手続の流れ

県庁都市環境整備課で開発行為の許可、建築等の許可を行う場合

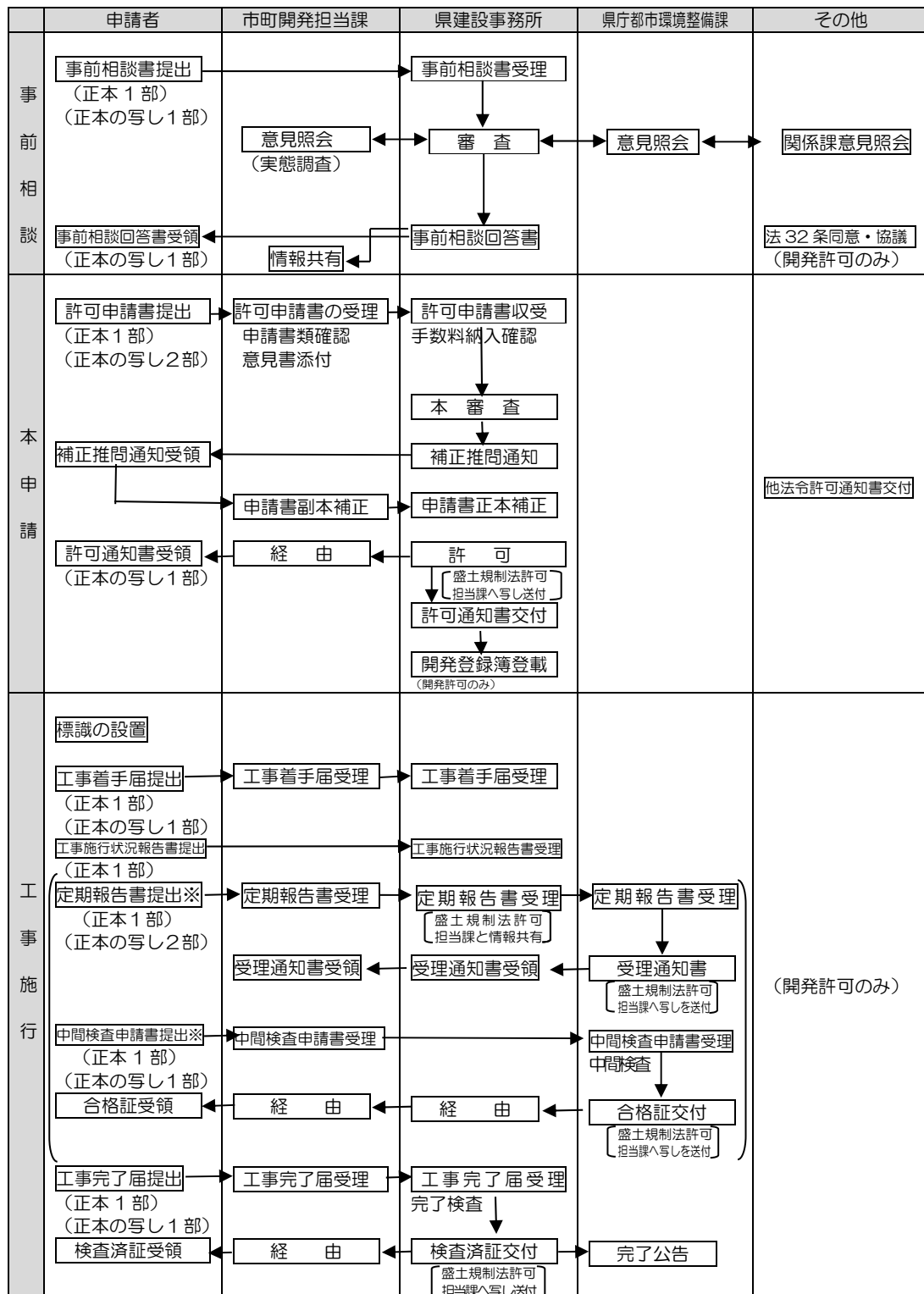


※盛土規制法の適用を受けるものは、別途盛土規制法に基づく中間検査・定期報告が必要となります。

この場合、工事施行状況報告書の様式は定期報告書の様式に代えることができます。

開発行為の変更許可申請(法第35条の2第1項)、開発行為の軽微な変更届(法第35条の2第3項)、開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可申請(法第41条第2項)、予定建築物以外の建築物等における建築等許可申請(法第42条第1項)、地位の承継承認申請(法第45条)、地位の承継届(法第44条)、住所及び氏名の変更届(細則第10条の2)、開発行為の廃止届(法第38条)の各申請についても、上表の本申請に準じますが、詳細は県に問い合わせ下さい。

県建設事務所で開発行為の許可、建築等の許可を行う場合



※盛土規制法の適用を受けるものは、別途盛土規制法に基づく中間検査・定期報告が必要となります。

この場合、工事施行状況報告書の様式は定期報告書の様式に代えることができます。

開発行為の変更許可申請(法第35条の2第1項)、開発行為の軽微な変更届(法第35条の2第3項)、工事完了公告前の建築制限承認申請(法第37条第1号)、開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可申請(法第41条第2項)、予定建築物以外の建築物等における建築等許可申請(法第42条第1項)、地位の承継承認申請(法第45条)、地位の承継届(法第44条)、住所及び氏名の変更届(細則第10条の2)、開発行為の廃止届(法第38条)の各申請についても、上表の本申請に準じますが、詳細は県に問い合わせてください。

9 その他の手続

開発行為の許可申請（法第29条第1項）、建築等の許可申請（法第43条第1項）のほか、必要に応じて次の手続が必要となります。

	手続きの種類	根拠法令等	様式
1	事前相談		県様式
2	開発行為の許可申請	法第29条第1項	別記様式第2（省令第16条）
3	開発行為の許可申請	法第29条第2項	別記様式第2の2（省令第16条）
4	既存の権利者の届出	法第34条第13号	別記様式第7（細則第6条）
5	開発行為に係る協議の申出	法第34条の2第1項	別記様式第7の2（細則第6条の2）
6	開発行為の変更許可申請	法第35条の2第1項	別記様式第11号（細則第9条）
7	開発行為の軽微な変更届	法第35条の2第3項	別記様式第12号（細則第10条）
8	開発行為の変更に係る協議の申出	法第35条の2第4項	別記様式第11号の3（細則第9条の2）
9	工事の完了届	法第36条第1項	別記様式第4（省令第29条）
10	公共施設の工事完了届	法第36条第1項	別記様式第5（省令第29条）
11	工事完了公告前の建築制限承認申請	法第37条第1号	別記様式第14号（細則第13条）
12	開発行為の廃止届	法第38条	別記様式第8（省令第32条）
13	開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可申請	法第41条第2項	別記様式第15号（細則第15条）
14	予定建築物以外の建築物等における建築等許可申請	法第42条第1項	別記様式第16号（細則第16条）
15	建築等の許可申請	法第43条第1項	別記様式第9（省令第34条）
16	建築等に係る協議の申出	法第43条第3項	別記様式第18号の2（細則第18条の2）
17	地位の承継届	法第44条	別記様式第19号（細則第19条）
18	地位の承継承認申請	法第45条	別記様式第20号（細則第20条）
19	許可標識の掲示	細則第8条	別記様式第10（細則第8条）
20	住所及び氏名の変更届	細則第10条の2	別記様式第12号の2（細則第10条の2）
21	工事の着手届	細則第11条	別記様式第13号（細則第11条）
22	工事の中間施行状況報告	細則第12条	県様式
23	開発登録簿の閲覧申請	省令第38条第2項	別記様式第1号（閲覧規程第3条）
24	開発登録簿の写しの交付申請	省令第38条第2項	別記様式第2号（閲覧規程第6条）

盛土規制法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、盛土規制法の許可みなしとなるものについては、必要に応じて次の手続きも必要となります。

25	盛土規制法に基づく中間検査※	盛土規制法第18条第1項、同法第37条第1項	別記様式第13号（同法省令第46条、第76条）
26	盛土規制法に基づく定期報告※	盛土規制法第19条第1項、同法第38条第1項	別記様式第12号、13号、19号、20号（同法細則第15条第1項、第2項、第28条第1項、第2項）

※ 25及び26に係る手続きに当たっては、「宅地造成及び特定盛土等規制法に許可申請の手引き」をご確認ください。当該手引きは、広島県のホームページで公表しています。

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞

盛土規制法の施行について（盛土規制法の申請手引き等について）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

各種申請に必要な様式について、広島県のホームページで公表しています。

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞

都市計画法における開発許可等の手続きに必要な書類にいて

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/1220942704646.html>

10 盛土規制法について

盛土規制法の施行等については、広島県ホームページで公表しています。

トップページ＞組織でさがす＞土木建築局＞都市環境整備課＞盛土規制法の施行について

[http:// www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html)

11 問い合わせ先一覧

許可権者が県知事であるもの

部署名		郵便番号	所在地	電話番号
広島県	土木建築局 都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町10番52号	082-513-4127
	西部建設事務所 建築課	732-0816	広島市南区比治山本町16番12号	082-250-8158
	東部建設事務所 建築課	720-8511	福山市三吉町1丁目1番1号	084-921-1311
	北部建設事務所 建築課	728-0013	三次市十日市東4丁目6番1号	0824-63-5181
※竹原市建設部都市整備課		725-8666	竹原市中央5丁目1番35号	0846-22-7749
府中市建設部都市デザイン課		726-8601	府中市府川町315番地	0847-44-9170
庄原市環境建設部都市整備課		727-8501	庄原市中本町1丁目10番1号	0824-73-1115
大竹市建設部都市計画課		739-0692	大竹市小方1丁目11番1号	0827-59-2167
安芸高田市建設部管理課		731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	0826-47-1201
江田島市土木建築部都市整備課		737-2297	江田島市大柿町大原505番地	0823-43-1647
府中町建設部建築課		735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5番1号	082-286-3174
海田町建設部まちデザイン課		736-8601	安芸郡海田町南昭和町14番17号	082-823-3157
熊野町建設農林部都市整備課		731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号	082-820-5608
坂町建設部都市計画課		731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号	082-820-1513
安芸太田町建設課		731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1	0826-28-1962
北広島町建設課		731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	0826-72-7364
大崎上島町建設課		725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	0846-65-3124
世羅町企画課		722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123番地1	0847-22-3206
神石高原町建設課		720-1522	神石郡神石高原町小畠1701番地	0847-89-3338

※竹原市においては、申請区域面積が1ha以上の場合に限る。

(参考) 許可権者が県知事以外のもの

	部署名	郵便番号	所在地	電話番号
政令市	広島市都市整備局指導部 宅地開発指導課	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6番34号	082-504-2285
中核市	呉市都市部 都市計画課	737-8501	呉市中央四丁目1番6号	0823-25-3369
	福山市建設局土木部 農林整備課	720-8501	福山市東桜町3番5号	084-928-1035
事務処理市	三原市都市部 建築指導課	723-8601	三原市港町3丁目5番1号	0848-67-6125
	尾道市建設部 建築課	722-8501	尾道市久保1丁目15番1号	0848-38-9245
	三次市建設部 都市建築課	728-8501	三次市十日市中2丁目8番1号	0824-62-6385
	東広島市都市部 開発指導課	739-8601	東広島市西条栄町8番29号	082-420-0959
	廿日市市建設部 都市計画課	738-8501	廿日市市下平良1丁目11番1号	0829-30-9194
	※竹原市建設部 都市整備課	725-8666	竹原市中央5丁目1番35号	0846-22-7749

※竹原市においては、申請区域面積が1ha未満の場合に限る。

広島県土木建築局都市環境整備課

〒730-8511	広島市中区基町10番52号
電話番号	082-513-4127
FAX番号	082-223-2397
メールアドレス	dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp